

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年 8 月 8 日
【発行者名】 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通
り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 橋本 雅行
同 岡田 綾子
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ - MUGC マスター・トラスト -
短期高利回り社債ファンド2014-09
(Kokusai - MUGC Master Trust -
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2014-09)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券：
1,000億円
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円ヘッジクラス受益証券：
1,000億円
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円ヘッジなしクラス受益証券：
1,000億円
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年7月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

各クラスの投資方針

<訂正前>

（前略）

<円高ヘッジ・円安追随クラス>

（中略）

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益が円安（米ドル高）の傾向を追従する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとなる。

（中略）

<JPX日経400上昇追随型 円ヘッジクラス>

（中略）

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益がJPX日経400の上昇に追従する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとなる。為替戦略およびJPX日経400関連の派生商品取引の構築および維持にかかる損益は、本クラスに帰属する。

<JPX日経400上昇追随型 円ヘッジなしクラス>

（中略）

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益がJPX日経400の上昇に追従する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとなる。JPX日経400関連の派生商品取引の構築および維持にかかる損益は、本クラスに帰属する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

<円高ヘッジ・円安追随クラス>

（中略）

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益が円安（米ドル高）の傾向を追従する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時のクラス受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとなる。

（中略）

<JPX日経400上昇追随型 円ヘッジクラス>

（中略）

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益がＪＰＸ日経400の上昇に追従する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時のクラス受益証券１口当たり純資産価格に基づくものとなる。為替戦略およびＪＰＸ日経400関連の派生商品取引の構築および維持にかかる損益は、本クラスに帰属する。

<ＪＰＸ日経400上昇追従型 円ヘッジなしクラス>

（中略）

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益がＪＰＸ日経400の上昇に追従する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時のクラス受益証券１口当たり純資産価格に基づくものとなる。ＪＰＸ日経400関連の派生商品取引の構築および維持にかかる損益は、本クラスに帰属する。

（後略）

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

ケイマン諸島

<訂正前>

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、財産税、相続税、贈与税、源泉徴収税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得できる見込みである。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル（約6万1,830円）である。信託証書につき、50米ドル（約5,068円）の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル（約36万9,964円）である。

<訂正後>

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、財産税、相続税、贈与税、源泉徴収税その他の税がない。ケイマン諸島は、いかなる国との間でも、受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税に関する条約の当事者ではない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得できる見込みである。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル（約6万1,830円）である。信託証書につき、50米ドル（約5,068円）の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル（約36万9,964円）である。

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

（１）海外における販売

< 訂正前 >

（前略）

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング規則（2013年改正）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、状況が許す場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング規則（2013年改正）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

（後略）

第三部 特別情報

第１ 管理会社の概況

２ 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

（前略）

受託会社（ならびにシリーズ会社およびシリーズ会社の取締役または役員）は、何時かにまたは何らかの理由によりサブ・ファンドの信託資金もしくはその一部にまたはその収益に生じるまたは課される損失、損害、請求、費用または経費について責任を負わないものとするが、かかる損失または損害が受

託会社自体の詐欺、故意の債務不履行または重過失に起因するものである場合はこの限りではない。特に、以下について（ただし、これらに限られない。）受託会社は（自らの詐欺、故意の債務不履行または重過失がない場合は）いかなる負債または責任も負わないものとする。（a）通知、決議、指図もしくはその他の文書、書類もしくは権原証書に依拠して受託会社が行ったもしくは行わなかった事柄または受託会社が真正であり、かつ、適切に可決、捺印、署名、交付もしくはその他に有効に作成されたと合理的に信じる事柄、（b）受益証券の権原または譲渡に影響を及ぼす証明書または文書の裏書に付された署名または捺印またはその真正性の確認（受託会社は、かかる裏書、様式またはその他の文書に付された偽造のまたは不正な署名または捺印についても、偽造のまたは不正な署名または捺印に基づいて行為することまたはこれを有効なものにすることについても責任を負わないものとする。）、（c）受託会社または管理会社のために行う行為する会計士、ブローカー、弁護士またはその他の代理人もしくはアドバイザーからの助言または情報に基づく行為および当該助言または情報に依拠して受託会社が行ったまたは行わなかった事柄、（d）受託会社または管理会社の会計士、ブローカー、弁護士またはその他の代理人もしくはアドバイザーの違反行為、誤り、不注意、判断の誤り、または誠実さの欠缺（かかる代理人またはアドバイザーからの助言または情報は、書簡、電報、電話、テレックス・メッセージ、海底電信、ファクシミリ送信または電子メールにより付与される。）（受託会社は、かかる書簡、電報、電話、テレックス・メッセージ、海底電信、ファクシミリ送信または電子メールにより伝達されたものとみなされる助言または情報に基づく行為について、その情報が過誤を含むかまたは真正でなかった場合でも、何ら責任を負わないものとする。）、（e）信託証書の規定に基づく何らかの性質の取引から生じたまたは当該取引に関係するいずれかの法域の財務当局への公課・費用等またはその他の税金もしくは手数料もしくはその他の賦課金の支払を誠実に行ったまたは負担したことを受益者またはその他の者に説明すること、（f）適用法に基づく受益証券の登録が義務付けられた法域の在住者に対する当該受益証券の販売（第40条を損なうことなく、受託会社は、受益証券の販売または流通に関する米国、日本またはその他の証券法の違反から生じる債務について関連サブ・ファンドの信託資金から自らを補償することができる。）、（f）および受託会社の（またはその代理人の）合理的支配の及ばない事由または状況から生じるまたは当該事由または状況に起因する損失、請求または経費（信託証書に基づく業務の遅滞もしくは休止または作業停止、テロ行為、電力もしくはその他の機械的故障、コンピューター・ウィルス、自然災害、政府措置、通信途絶もしくはその他の遂行を不可能にすることによる損害を含むがこれらに限られない。）。信託証書の他の規定にかかわらず、受託会社はいかなる場合も以下のいずれに関しても責任を負わないものとする。（a）間接的、特別または派生的な損失または損害、（b）投資運用会社の投資助言もしくは実績または投資対象の購入、選択もしくは受諾または投資対象の売却、交換もしくは変更（受託会社は、いかなる場合も、投資運用会社による裁量の行使から生じるいかなる損失についても責任を負わないものとする。）、（c）管理会社による作為もしくは不作為または管理会社もしくはその委任先から与えられた指示もしくは指図に関する行為または管理会社もしくはその委任先が受託会社に受託会社の権限、職務もしくは裁量の行使を要求もしくは請求しなかったことから生じる損失、損害、請求、費用または経費、（d）受託会社が他者から受領した情報、記録、報告およびその他のデータに依拠しそれを使用した結果生じる損失、損害、請求、費用または経費、および（e）受託会社が信託証書の規定により、管理会社もしくは受益者の指図に応じてまたは管理会社もしくは受益者の助言に基づいてまたは管理会社もしくは受益者と協議した上で行為することが義務付けられてまたは授權されており、受託会社がそのように行為した場合に生じる損失、損害、請求、費用または経費。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受託会社（ならびにシリーズ会社およびシリーズ会社の取締役または役員）は、何時かにまたは何らかの理由によりサブ・ファンドの信託資金もしくはその一部にまたはその収益に生じるまたは課される損失、損害、請求、費用または経費について責任を負わないものとするが、かかる損失または損害が受託会社自体の詐欺、故意の債務不履行または重過失に起因するものである場合はこの限りではない。特に、以下について（ただし、これらに限られない。）受託会社は（自らの詐欺、故意の債務不履行また

は重過失がない場合は)いかなる負債または責任も負わないものとする。(a)通知、決議、指図もしくはその他の文書、書類もしくは権原証書に依拠して受託会社が行ったもしくは行わなかった事柄または受託会社が真正であり、かつ、適切に可決、捺印、署名、交付もしくはその他に有効に作成されたと合理的に信じる事柄、(b)受益証券の権原または譲渡に影響を及ぼす証明書または文書の裏書に付された署名または捺印またはその真正性の確認(受託会社は、かかる裏書、様式またはその他の文書に付された偽造のまたは不正な署名または捺印についても、偽造のまたは不正な署名または捺印に基づいて行為することまたはこれを有効なものにすることについても責任を負わないものとする。)、(c)受託会社または管理会社のために行為する会計士、ブローカー、弁護士またはその他の代理人もしくはアドバイザーからの助言または情報に基づく行為および当該助言または情報に依拠して受託会社が行ったまたは行わなかった事柄、(d)受託会社または管理会社の会計士、ブローカー、弁護士またはその他の代理人もしくはアドバイザーの違反行為、誤り、不注意、判断の誤り、または誠実さの欠缺(かかる代理人またはアドバイザーからの助言または情報は、書簡、電報、電話、テレックス・メッセージ、海底電信、ファクシミリ送信または電子メールにより付与される。)(受託会社は、かかる書簡、電報、電話、テレックス・メッセージ、海底電信、ファクシミリ送信または電子メールにより伝達されたものとみなされる助言または情報に基づく行為について、その情報が過誤を含むかまたは真正でなかった場合でも、何ら責任を負わないものとする。)、(e)信託証書の規定に基づく何らかの性質の取引から生じたまたは当該取引に関係するいずれかの法域の財務当局への公課・費用等またはその他の税金もしくは手数料もしくはその他の賦課金の支払を誠実に行ったまたは負担したことを受益者またはその他の者に説明すること、(f)適用法に基づく受益証券の登録が義務付けられた法域の在住者に対する当該受益証券の販売(第40条を損なうことなく、受託会社は、受益証券の販売または流通に関する米国、日本またはその他の証券法の違反から生じる債務について関連サブ・ファンドの信託資金から自らを補償することができる。)、(g)および受託会社の(またはその代理人の)合理的支配の及ばない事由または状況から生じるまたは当該事由または状況に起因する損失、請求または経費(信託証書に基づく業務の遅滞もしくは休止または作業停止、テロ行為、電力もしくはその他の機械的故障、コンピューター・ウィルス、自然災害、政府措置、通信途絶もしくはその他の遂行を不可能にすることによる損害を含むがこれらに限られない。)。信託証書の他の規定にかかわらず、受託会社はいかなる場合も以下のいずれに關しても責任を負わないものとする。(a)間接的、特別または派生的な損失または損害、(b)投資運用会社の投資助言もしくは実績または投資対象の購入、選択もしくは受諾または投資対象の売却、交換もしくは変更(受託会社は、いかなる場合も、投資運用会社による裁量の行使から生じるいかなる損失についても責任を負わないものとする。)、(c)管理会社による作為もしくは不作為または管理会社もしくはその委任先から与えられた指示もしくは指図に関する行為または管理会社もしくはその委任先が受託会社に受託会社の権限、職務もしくは裁量の行使を要求もしくは請求しなかったことから生じる損失、損害、請求、費用または経費、(d)受託会社が他者から受領した情報、記録、報告およびその他のデータに依拠しそれを使用した結果生じる損失、損害、請求、費用または経費、および(e)受託会社が信託証書の規定により、管理会社もしくは受益者の指図に応じてまたは管理会社もしくは受益者の助言に基づいてまたは管理会社もしくは受益者と協議した上で行為することが義務付けられてまたは授權されており、受託会社がそのように行為した場合に生じる損失、損害、請求、費用または経費。

(後略)

別紙 A

<訂正前>

(前略)

受益証券1口当たり
純資産価格

サブ・ファンドの純資産価額を当該時点におけるサブ・ファンドの発行
済受益証券口数で除した額をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

受益証券1口当たり
純資産価格

各クラスの純資産価額を当該時点における各クラスの発行済受益証券口
数で除した額をいう。
（後略）